長 野 市 新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 2 月

長 野市

目 次

第1	はじめに	
1	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2	長野市の新型インフルエンザ等対策行動計画の作成	1
第2	インフルエンザに関する基本事項	
1	インフルエンザとは	3
2	新型インフルエンザとは	3
3	鳥インフルエンザとは	3
4	インフルエンザ(H1N1)2009 とは	3
5	インフルエンザの感染予防方法	4
第3	対策の実施に関する基本方針	
1	新型インフルエンザ等の特徴	5
2	対策の目的	5
3	発生段階の設定	5
4	基本的な考え方	
5	対策実施上の留意点	
6	新型インフルエンザ等発生時の被害想定	8
7	対策推進のための役割分担	10
8	行動計画の主要7項目	11
	各発生段階における対策	
1	未発生期	
2	海外発生期	
3	国内発生早期(県内未発生期)	
4	県内発生早期	
5	県内感染期	
6	小康期	46
資料	市対策本部の組織及び事務分掌	49
用語角	解説	56
付録	国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合等の対策	60

第1 はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザのウイルス*用語とは抗原性*用語が異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。)は、病原性*用語が高い新型インフルエンザや同様の危険性がある新感染症*用語が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等の緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 長野市の新型インフルエンザ等対策行動計画の作成

- (1) 本市では、新たな感染症の脅威から市民の健康を守り、安心安全を確保するため、「長野市新型インフルエンザ対策行動計画」を平成21年(2009年)4月に策定し、同年4月、メキシコで確認され、世界的な大流行となった「新型インフルエンザ(A/H1N1)」(現:インフルエンザ(H1N1)2009)に対応した。
- (2) このインフルエンザ (H1N1) 2009 の教訓を踏まえ、政府は、対策の実効性をより高めるため、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法を制定した。
- (3) 本市は、特措法第8条の規定に基づき、医学・公衆衛生の学識経験者等の意見を聴き、「長野市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)を新たに作成した。
- (4) 市行動計画は、国や県の新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「政府行動計画」、「県行動計画」という。)に基づき作成しており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、柔軟に対策を講じることとしている。
- (5) 市行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりである。
 - ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)
 - イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの
- (6) 市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見を取り入れ、見直す必要があるため、適時適切に変更を行う。

(7) 鳥インフルエンザは、特措法の対象ではないが、関連する事案として、「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」を末尾に示す。

第2 インフルエンザに関する基本事項

1 インフルエンザとは

インフルエンザのウイルス*^{用語}を病原体とする感染症で、主に発熱、せき、全身倦怠感、 筋肉痛、咽頭痛等の症状を引き起こし、腹痛、嘔吐、下痢等の胃腸症状を伴う場合もある。

インフルエンザの主な感染経路は、感染した人のせき、くしゃみ等病原体を含んだ飛沫を 吸入することによる飛沫感染及び汚染した手で眼や鼻を触ることによる皮膚から粘膜・結膜 への接触感染である。

インフルエンザのウイルスに感染してから症状が出るまでの期間(潜伏期間)は、ウイルス感染を受けてから $1\sim5$ 日間ほどであるが、インフルエンザのウイルスに感染しても症状を引き起こさず、発症しないこともある(不顕性感染)。

乳幼児、慢性疾患患者、高齢者等は重症化し、肺炎やインフルエンザ脳症などの合併症を 併発する場合もある。

2 新型インフルエンザとは

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザをいう。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性*^{用語}が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行(パンデミック)となるおそれがある。

3 鳥インフルエンザとは

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に鳥インフルエンザウイルスが人に 感染し、人の感染症を引き起こすことがある。

鳥インフルエンザのウイルスのうち H5N1 亜型のウイルスを病原体とする人の感染症を「鳥インフルエンザ (H5N1)」といい、近年東南アジアを中心にアジア、中東及びアフリカで症例が報告されている。

鳥インフルエンザ (H5N1) を発症した場合、通常のインフルエンザの症状にとどまらず、 重症肺炎や時に多臓器不全等をきたし、致死率*用語は約60%と高いことが知られている。

鳥インフルエンザのウイルスが人から人へ効率よく感染する能力を獲得し、高い病原性*^用を示す新型インフルエンザウイルスに変異した場合には、甚大な健康被害と深刻な社会・経済活動への影響をもたらすことが懸念されている。

4 インフルエンザ (H1N1) 2009 とは

- (1) 2009 年(平成 21 年) 4 月にメキシコで確認され世界的な大流行となった、H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。2009 年(平成 21 年)の時点で、感染症法に基づき、厚生労働大臣が新型インフルエンザ等の発生として公表し、「新型インフルエンザ(A/H1N1)」の名称が用いられた。
- (2) 2011 年(平成 23 年) 3 月に厚生労働大臣は、大部分の人が「新型インフルエンザ (A/H1N1)」のウイルスに対する免疫を獲得したこと等により感染症法に基づき新型イン

フルエンザ等感染症と認められなくなった旨を公表し、季節性インフルエンザとして扱い、「インフルエンザ (H1N1) 2009」の名称を用いることとした。

5 インフルエンザの感染予防方法

インフルエンザは、感染した人のせき、くしゃみ、つば等の飛沫とともに放出されたウイルスを吸入することによって感染するため、マスクの着用、手洗い・うがいを励行することや流行地への渡航及び人混みや繁華街への外出を控えることが重要である。また、十分に休養をとり、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養をとることも大切である。

新型インフルエンザウイルスが出現した場合も、通常のインフルエンザと同様に感染防御に努めることが重要であり、前記による感染対策を基本とし、せき、発熱等の呼吸器感染症症状を有する場合には、せきエチケット(下記【参考】)等が大切となる。

インフルエンザは、主に飛沫感染であるが、手指を介した接触感染もあり得る。また、鳥インフルエンザの場合には、糞中にもウイルスが含まれる可能性が示唆されており、患者の排泄物の取扱いにも十分な対策が必要となる。そのため、鳥インフルエンザのすべての患者に対して、基本的感染対策として標準予防策(下記【参考】)が大切となる。

【参考】

「せきエチケット」

- せきやくしゃみをする際には、ティッシュペーパー等で口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ、1 m以上離れる。
- 口と鼻を覆ったり、鼻をかんだティッシュペーパーは、すぐにふた付きのごみ箱 に捨てる。せきやくしゃみが出ている間はマスクを着用し、使用後のマスクは放置 せず、ごみ箱に捨てる。(マスクは鼻と口の両方を確実に覆い、正しい方法で着用す る。)
- せきやくしゃみ等を押さえた手から周囲のものにウイルスを付着させないために、 こまめな手洗いを心がける。

「標準予防策」

- 血液、体液、分泌物(汗を除く。)、排泄物等に触れることが予想される場合は、 手袋を着用する。手袋を外した後は、手洗いを行う。
- 血液、体液、分泌物(汗を除く。)、排泄物等の飛散が予想される場合は、飛散の 程度と部位に応じて、マスクやゴーグル、フェイスシールド、ガウンを着用する。
- 血液、体液、分泌物(汗を除く。)、排泄物等で汚染された器具、器材は適切に洗 浄、消毒を行う。

第3 対策の実施に関する基本方針

1 新型インフルエンザ等の特徴

(1) 発生の予測や措置が困難であること。

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予測することは困難である。また、その発生 そのものを阻止することは不可能である。

世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、県内(市内)への侵入も避けられないと考えられる。

(2) 市民の生命・健康や経済に大きな影響を与えること。

長期的には多くの市民がり患する。

患者の発生が一定の期間に集中した場合は、医療機関の受入能力を超えてしまう。

病原性*^{用語}が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の 生命や健康、生活・経済全体にも大きな影響を与えることが想定される。したがって、本 市の危機管理に関わる重要な課題と位置付けて対策を講じていく必要がある。

2 対策の目的

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること。
 - ア 感染拡大を抑えて、流行のピークをなるべく遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン 製造のための時間を確保する。
 - イ 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、 医療体制の強化を図り患者数等が医療提供の受入能力を超えないようにすることにより、 患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ウ 適切な医療の提供により、重傷者や死亡者を減らす。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること。
 - ア 地域での感染拡大防止策等により、患者や欠勤者の数を減らす。
 - イ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の 安定に寄与する業務の維持に努める。

3 発生段階の設定

- (1) 新型インフルエンザ等の感染の段階に応じて採るべき対応が異なること。
- (2) 発生段階の分類は、県が設定した発生段階に従うこととし、あらかじめ各段階において 想定される状況に応じた対応方針を定めておくこと。
 - ア 各発生段階は、「未発生期」、「海外発生期」、「国内発生早期(県内未発生期)」、「県内 発生早期」、「県内感染期」、「小康期」の6つに分類する。
 - イ 国内の発生段階は、WHO(世界保健機関)のフェーズ*^{用語}の引上げ及び引下げ等の情報を参考にしながら海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。
 - ウ 県内発生早期及び県内感染期への移行は、県が判断する。
 - エ 各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らない。
 - オ 対策の内容は、発生段階のほかに、緊急事態宣言が出されているかどうかによっても

変化する。

発生段階

発生段階(国)	発生段階(県)	状 態			
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態			
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態			
国内発生早期	国内発生早期 (県内未発生期)	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等 の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ 等の患者が発生していない状態			
	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生している が、全ての患者の接触歴が確認できる状態			
国内感染期	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が確認で きなくなった状態			
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水 準でとどまっている状態			

4 基本的な考え方

- (1) 柔軟な対応をすること。
 - ア 新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。一つの対策に偏重して準備を行うと、その対策が外れた場合、大きなリスクを背負うことになりかねない。
 - イ 病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合も 含め、様々な病原性、発生段階、状況変化等に対応できるよう柔軟に対策を講ずる。
 - ウ 各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らず、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化することに留意する。
 - エ 実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国において、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等に記載するもののうちから、実施すべき対策を決定し、それに基づき、県が実施すべき対策を決定し、市としては、国及び県が決定した対策の内容に基づき、市が実施すべき対策を決定する。
 - オ 国は、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、 適切な対策へ切り替えることとしている。また、状況の進展に応じて必要性が低下した 対策の縮小・中止を図るなど見直しを行い、それに基づき、県が実施すべき対策の見直 しを行い、市としては、国及び県の見直しの内容に基づき、市が実施すべき対策の見直 しを行う。
 - カ 事態によっては、市は、国及び県と協議の上、本市の実情等に応じて、柔軟に対策を

講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすいような配慮・工夫を 行う。

(2) 発生段階に応じた対応をすること。

ア 未発生期

地域における医療体制の整備、予防接種体制の整備、市民に対する啓発等発生に備え た事前の準備を行う。

イ 海外発生期

直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

ウ 国内発生早期、県内発生早期

感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講ずる。

患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬*^{用語}等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与*^{用語}等の検討を行う。

県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等に協力する。

工 県内感染期

国、県、指定(地方)公共機関等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う。

社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されるため、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられる。社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。

- (3) 社会全体で感染拡大防止策に取り組むこと。
 - ア 不要不急の外出自粛や施設の使用制限等の要請及び各事業者における業務縮小等により接触機会の抑制等の感染対策を行うことも必要である。
 - イ 全ての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組むほか、継続する重要業務 を絞り込むなどの対策を積極的に検討することも必要である。
 - ウ 事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性がある旨及び消費者はそれを許容すべきである旨を市民に呼びかけることも必要である。
- (4) 市民一人ひとりが感染拡大防止策を行うこと。
 - ア 事業者や市民一人ひとりが、感染予防、感染拡大防止のための適切な行動、食料品・ 生活必需品の備蓄等を行うことが必要である。
 - イ 日頃からの手洗いなど季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。
 - ウ 治療薬やワクチンがない可能性が高い SARS (重症急性呼吸器症候群) のような新感 染症*^{用語}が発生した場合は、原因究明、拡大防止等の公衆衛生対策がより重要である。

5 対策実施上の留意点

(1) 国、県等と連携し、協力すること。

国、県、指定(地方)公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、発生した時に特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、新型インフルエンザ等の対策を的確かつ迅速に実施できるよう万全を期す。

- (2) 基本的人権を尊重すること。
 - ア 新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重するとともに、市 民の権利と自由に制限を加える場合は、必要最小限のものとする。
 - イ 制限を加える際には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、 理解を得ることを基本とする。
- (3) 危機管理としての措置であること。

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であり、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ることに留意する。

(4) 関係機関が相互に連携し、協力すること。

長野市新型インフルエンザ等対策本部は、政府及び県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

対策本部相互間において総合調整を行うよう要請があった場合には、その趣旨を尊重し、 必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

(5) 記録を作成・保存すること。

対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

6 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

- (1) 初期症状や感染経路は、インフルエンザ共通の特徴を有していると考えられること。
 - ア 新型インフルエンザは、発熱、せきなどの初期症状があると推測される。
 - イ 新型インフルエンザは、飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測される。
 - ウ 鳥インフルエンザ (H5N1) 等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、甚大な健康被害が起こり、高い致死率*^{用語}となることが懸念される。
 - エ 国は、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値 を設定するが、実際に新型インフルエンザが発生した場合は、これらの想定を超える事 態も下回る事態もあり得ることを念頭に置いて対策を検討することが重要である。
 - オ 新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因(出現したインフルエンザのウイルス*^{用語}の病原性・感染力等)、宿主側の要因(人の免疫の状態等)、社会環境等多くの要素に左右される。
 - カ 病原性は、高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も 含め、事前に正確に予測することは不可能である。
 - キ 国の推計においては、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する。
 - ク 被害想定は、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、国において必要に応じて見直しを行うこととしている。
 - ケ 新感染症については、国は被害を想定することは困難であるが新型インフルエンザの 発生を前提とした被害想定を参考に対策を検討・実施することとなり、飛沫感染・接触 感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置くものとしている。

(2) 国の被害想定 〈政府行動計画 平成25年6月〉

医療機関受診患者数	約 1,300 万人~約 2,500 万人
-----------	-----------------------

	中等度 ※1	重 度 ※2
入院患者数の上限	約 53 万人	約 200 万人
死亡者数の上限	約 17 万人	約 64 万人
1日当たりの最大入院患者数※3	10.1 万人(5 週目)	39.9 万人(5 週目)

- ※1 病原性が中等度(アジアインフルエンザ並み、致死率 0.53%)
- ※2 病原性が重度 (スペインインフルエンザ並み、致死率 2.0%)
- ※3 1日当たりの最大入院患者数は、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入 院患者の発生分布の試算

(3) 県の被害想定 <県行動計画 平成 25 年 11 月 >

現時点における科学的見地や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に 国が示している想定を用い、県では次のように想定している。

医療機関受診患者数	約 21.9 万人~約 42.0 万人		
	(人口比 10.2%~19.5%)		

	中等度(人口比)	重 度(人口比)
入院患者数の上限	約 0.9 万人(0.4%)	約 3.4 万人(1.6%)
死亡者数の上限	約 0.3 万人(0.1%)	約 1.1 万人(0.5%)
1日当たりの最大入院患者数	0.2 万人(0.1%)	0.7 万人(0.3%)

(4) 市の被害想定

現時点における科学的見地や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に 国が示している想定を用い、市では次のように想定する。

医房機則巫乳虫类粉	約 38,730 人~約 74,480 人
医療機関受診患者数	(人口比 10.2%~19.5%)

	中等度(人口比)	重 度(人口比)
入院患者数の上限	約 1,580 人(0.4%)	約 5,960 人(1.6%)
死亡者数の上限	約 510 人(0.1%)	約 1,910 人(0.5%)
1日当たりの最大入院患者数	約 300 人(0.1%)	約 1,190 人(0.3%)

(5) 社会へ重大な影響が想定されること。

- ア 市民の 25%が流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次り患する。り患者は、 1週間から 10日間程度症状を有し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤 期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。
- イ ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者や不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)最大で

従業員の40%程度が欠勤することが想定される。

7 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

- ア 新型インフルエンザ等の発生時には、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速 に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対 策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有 する。
- イ ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める。
- ウ WHO (世界保健機関) その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な 連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努 める。
- エ 未発生期は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、 政府一体となった取組を総合的に推進する。
- オ 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- カ 新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、 対策を強力に推進する。
- キ 対策の実施に当たっては、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 県の役割

- ア 新型インフルエンザ等の発生時には、政府の基本的対処方針に基づき、県内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する 責務を有する。
- イ 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担っており、政府 の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応 を果たす。
- ウ 市町村と緊密な連携を図る。

(3) 市の役割

- ア 新型インフルエンザ等の発生時には、政府の基本的対処方針に基づき、市内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する 責務を有する。
- イ 市民に対するワクチンの接種、市民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援 護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。
- ウ 対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。
- エ 保健所を設置する本市は、感染症法において県に準じた役割を果たすことから、地域 医療体制の確保等に関する協議に参加するなど未発生期から県と連携を図り、地域医療 体制の構築に努める。

(4) 医療機関の役割

- ア 未発生期から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる 医療器材の確保等を推進する。
- イ 未発生期から、新型インフルエンザ等発生時における新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に協力する。
- ウ 新型インフルエンザ等の発生時には、その状況に応じて、診療継続計画に基づき、地域の医療機関と相互に連携して新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含めた医療の提供に努める。
- エ 新型インフルエンザ等のまん延防止のために行うワクチンの接種に協力する。
- (5) 指定(地方)公共機関の役割

新型インフルエンザ等の発生時には、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者の役割

- ア 登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は市 民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定す る特定接種の対象となる。
- イ 未発生期から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極 的に行う。
- ウ 新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

(7) 一般事業者の役割

- ア 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。
- イ 市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等 の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。
- ウ 特に、多数の者が集まる事業を行う者には、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(8) 市民の役割

- ア 未発生期から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその 対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザと同様に、マスクの着用、せ きエチケット・手洗い・うがいの励行等の個人レベルでの感染対策を実施する。
- イ 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品、生活必需品 等の備蓄を行うよう努める。
- ウ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種など実施されている対策等 の情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

8 行動計画の主要7項目

本行動計画においては、(1)実施体制、(2) サーベイランス*^{用語}・情報収集、(3)情報提供・共有、(4)予防・まん延防止、(5)予防接種、(6)医療、(7)市民生活及び市民経済の安定の確保の7項目を基本項目とし対策を進める。

各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点は以下のとおりで

ある。

(1) 実施体制

ア 考え方

全市的な危機管理の問題として取り組む。

国、県、指定(地方)公共機関等と相互に連携を図り、一体となって取り組む。

イ 全庁的・全市的な取組

新型インフルエンザ等の発生段階に応じて各担当部局が対策を準備・実施する。

「長野市新型インフルエンザ等対策本部」の事務局が事前準備の進捗を確認し、関係 部局間等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進する。

ウ 長野市新型インフルエンザ等対策本部

政府及び県が新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合には、長野市新型インフルエンザ等対策本部条例及び長野市新型インフルエンザ等対策本部規程に定める「長野市新型インフルエンザ等対策本部」(以下「市対策本部」という。)を次のとおり設置し、対策の総合的な実施体制を整える。

国により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた場合には、特措法に基づき必要な措置を講じる。

(7) 構成

- ·本部長:市長
- · 副本部長:危機管理防災監、副市長
- ·本部長付:教育長、上下水道事業管理者
- ・本部員:市保健所長、市長部局の部長及び局長、会計局長、議会事務局長、 教育委員会事務局教育次長、上下水道局長、消防局長
- ・本部連絡員:各部で本部と各班との連絡・調整を担当する課長補佐等
- ・事務局:本部班(危機管理防災課)、保健所部総務班(総務課)及び健康班(健康課)
- (イ) 組織及び事務分掌

資料のとおりとし、市の機構改革に合わせて本部長が随時見直す。

(ウ) 職務代行の順序

本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順序により副本部長が代行する。

第1順位: 危機管理防災監 第2順位: 副市長

(2) サーベイランス・情報収集

ア 考え方

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に 関する様々な情報を系統的に収集・分析した上で判断するとともに、その結果を関係者 や市民に速やかに還元することが重要である。

新感染症が発生した場合は、国、県等と連携し、早期に症例定義及び診断方法を確立 し、サーベイランス体制を構築する。

イ 海外で発生した段階から県内の患者数が少ない段階まで

患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行う。

ウ 県内の患者数が増加し新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積さ

れた段階

患者の全数把握の意義が低下し、医療機関等の負担も過大となることから、入院患者 及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

エ 既存のネットワークを活用した情報収集

関係機関・団体と連携協力し、そのネットワークを活用して地域の発生状況等に関する情報収集を行う。

オ情報の活用

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域の医療体制の確保に活用する。

地域で流行する病原体の性状(インフルエンザのウイルスの亜型や薬剤耐性等)に関する情報や死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てる。

カ 鳥類及び豚におけるインフルエンザのウイルスの発生動向 鳥類及び豚の動物の間での発生の動向を把握する。

(3) 情報提供·共有

ア目的

新型インフルエンザ等の発生時に市民が正しく行動できるよう、適切な情報提供を行い、周知し、理解を図る。

誰もが新型インフルエンザ等に感染する可能性があること、感染は患者やその関係者には責任はないこと及び個人レベルでの対策が全体の対策に大きく寄与することを伝え、 未発生期から認識の共有を図ることも重要である。

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者及び個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、項目において、国、県、市、医療機関、事業者及び個人の間でのコミュニケーションが必須である。

コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含む。

イ 情報提供手段の確保

市民が情報を受け取る媒体や情報の受取方が千差万別であるため、外国人や障害者など情報が届きにくい人にも配慮して、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ 未発生期における市民等への情報提供

新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。

学校は、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、感染症や公衆衛生について児童、生徒等にていねいに情報提供する。

エ 発生時における市民等への情報提供

(ア) 発生時の情報提供

発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の内容、対策の決定プロセス (科学的 知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等)、対策の

理由及び対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要で、その協力が不可欠であることから、 個人情報保護と公益性に十分配慮して情報を提供する。

誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。 市から直接、市民に情報提供を行う手段として、ホームページ、広報紙、回覧、ソ ーシャルネットワークサービス等を活用する。

(イ) 市民の情報収集の利便性向上

関係省庁の情報、県や指定(地方)公共機関の情報などを必要に応じて集約し、市民に提供する。

才 情報提供体制

提供する情報の内容の統一を図ることが肝要であり、情報を一元的に発信するために、 広報担当で調整を行う。

提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信する体制をとる。

コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、市民の不安等に応えるための相談体制を整え、発信した情報に対する情報の受取手の反応を分析し、次の情報提供に活かす。

(4) 予防・まん延防止

ア 考え方

流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保する。

流行のピーク時の受診患者数を減少させて、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収める。

個人対策、地域対策、職場対策、予防接種等の複数の対策を組み合わせて行う。

まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等や発生状況の変化に応じて、実施する対策を決定し、及び実施している対策を縮小又は中止する。

イ 主なまん延防止対策

(ア) 個人における対策

マスクの着用、せきエチケット・手洗い・うがいの励行、人混みを避けること等の 基本的な感染対策を実践するよう促す。

県内発生早期の初期段階から、感染防止のため市は、感染症法に基づく新型インフルエンザ等患者の入院等の措置及び患者の同居者等の濃厚接触者*用語に対する健康状態の報告、外出の自粛等の要請を行う。

新型インフルエンザ等緊急事態において、県が不要不急の外出の自粛要請を行った 場合には、市は市民に周知する。

(イ) 地域・職場における対策

県内発生早期の初期段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

新型インフルエンザ等緊急事態において、県が施設管理者に施設の使用制限の要請

等を行った場合には、市は、その要請に応じるとともに、関係者に周知する。

(ウ) その他

海外発生期では、国が行う検疫等の水際対策に関して、必要に応じて、帰国者の健 康観察等に協力する。

(5) 予防接種

ア ワクチン

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンは、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチン*^{用語}とパンデミックワクチン*^{用語}の2種類がある。

備蓄されているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等が鳥インフルエンザ (H5N1) 以外の感染症であった場合には有効性が不明であり、また、新型インフルエンザウイルスが H5N1 亜型であったとしても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

新感染症は、その特性を今の時点で想定することは不可能であるため、本項目ではインフルエンザ (H1N1) 2009 の経験もある新型インフルエンザについて記載する。

<ワクチンの種類>

- (1) パンデミックワクチン
 - 新型インフルエンザ発生後に新型インフルエンザウイルス株を基に製造される。
- (2) プレパンデミックワクチン
 - ア 新型インフルエンザが発生する前の段階で、パンデミック*^{用語}を引き起こす可能 性のあるウイルスを基に製造される。
 - イ 我が国では、プレパンデミックワクチンの製造に当たって、現在 H5N1 亜型のインフルエンザのウイルスを用いており、このワクチンは、H5N1 亜型以外のインフルエンザには有効性が不明であり、また、新型インフルエンザウイルスが H5N1 亜型であったとしても、流行前の時点でその有効性の評価を定めることはできない。

イ 特定接種

(ア) 特定接種とは

特措法第 28 条の規定により、国が医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

- (イ) 対象となり得る者
 - a 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行 う事業者で、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けている もののうち、これらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者 に限る。)
 - b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
 - c 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員
- (ウ) 基本的な接種順位
 - a 医療関係者

- b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- c 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者(介護福祉事業者を含む。)
- d それ以外の事業者

(エ) 柔軟な対応

発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性やその際の社会状況等を総合的に国により判断され、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項が決定される。

(オ) 接種体制

- a 実施主体及び対象
 - (a) 国 登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の 実施に携わる国家公務員
 - (b) 県 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる県職員
 - (c) 市 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員
- b 接種方法

原則として集団接種を行う。

接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者の接種については、 接種体制の構築が登録要件となる。

ウ 住民接種

(7) 種類

- a 緊急事態宣言がされている場合は、特措法第46条の規定により、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種として行われる。
- b 緊急事態宣言がされていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定による臨時 の予防接種として行われる。

(4) 接種対象者

全市民を対象とする (短期在留外国人を含む。)。

接種対象者を以下の 4 つの群に分類し、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を 踏まえて柔軟に対応する。

分 類	説明			
医学的ハイリス	呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等ウイルスに感染			
ク者	することによって重症化するリスクが高いと考えられる群			
	・ 基礎疾患を有する者			
	• 妊婦			
小児	1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種			
	が受けられない小児の保護者を含む。			
成人・若年者				
高齢者	ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高い			
	と考えられる群			
	・ 65 歳以上の者			

(ウ) 接種順位の考え方

新型インフルエンザ等による重症化・死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方等があり、国が決定する。

a 重症化・死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

(a) 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザ等の場合 医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと 仮定

①医学的ハイリスク者、②成人・若年者、③小児、④高齢者の順

(b) 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザ等の場合 医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと 仮定

①医学的ハイリスク者、②高齢者、③小児、④成人・若年者の順

(c) 小児に重症者が多い新型インフルエンザ等の場合 医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと 仮定

①医学的ハイリスク者、②小児、③高齢者、④成人・若年者の順

- b 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方(小児優先)
- (a) 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザ等の場合 医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定 ①小児、②医学的ハイリスク者、③成人・若年者、④高齢者の順
- (b) 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザ等の場合 医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定 ①小児、②医学的ハイリスク者、③高齢者、④成人・若年者の順
- c 重症化・死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を 守ることも重点を置く考え方
- (a) 成人・若年者に重症者が多い新型インフルエンザ等の場合 成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定 ①医学的ハイリスク者、②小児、③成人・若年者、④高齢者の順
- (b) 高齢者に重症者が多い新型インフルエンザ等の場合 高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定 ①医学的ハイリスク者、②小児、③高齢者、④成人・若年者の順

(工) 接種体制

- a 未発生期における準備
 - (a) 全市民が速やかに接種できるよう未発生期から体制の構築を図る。
 - (b) ワクチン需要量を算出しておくなど、住民接種のシミュレーションを行う。
 - (c) 医師会等と連携の上、推進体制を構築する。
 - 医師、看護師等医療従事者等の確保
 - 接種場所の確保(医療機関、保健所、保健センター、学校等)
 - ・接種に要する器具等の確保

・接種に関する市民への周知方法(接種券の取扱い、予約方法等の検討)

b 接種体制

- (a) ワクチンの大部分が 10ml 等の大きな単位のバイアル*^{用語}で供給されることを踏まえ、原則として集団接種により実施する。
- (b) 1ml 等の小さな単位のバイアルの流通状況等によっては、医学的ハイリスク者は、 通院中の医療機関における個別接種も考えられる。
- (c) 在宅医療受療中の患者は、基本的に当該者の療養を担当する医療機関等において 個別接種を行う。医療機関での接種が困難な場合、訪問による個別接種も考えられ る。

工 留意点

特定接種と住民接種は、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性及びその際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、国の決定を受けて実施する。

(6) 医療

ア 医療の目的

健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。

イ 医療体制整備の考え方

新型インフルエンザ等がまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、 長野医療圏の医療資源(医療従事者、病床数等)には制約があることから、効率的・効 果的に医療を提供するために、被害想定に応じた医療体制を事前に計画しておく。

新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行う医療機関である指定(地方)公共機関 及び特定接種の登録事業者となる医療機関・医療従事者への具体的支援や迅速な情報の 収集・提供等の体制を事前に検討する。

医療機関、医療団体等地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

ウ 未発生期における医療体制の整備

長野医療圏の医療体制の整備を行うために、長野保健福祉事務所に協力して、圏域内の医師会、歯科医師会、薬剤師会、指定地方公共機関を含む中核的医療機関、市町村、消防等の関係者で構成する連絡会議(以下「圏域連絡会議」という。)を開催する。

圏域連絡会議の構成員等の協力を得て、あらかじめ帰国者・接触者外来*^{用語}を設置する医療機関のリストを作成し、設置の準備を行うとともに、帰国者・接触者相談センター*^{用語}の設置の準備を進める。

感染症指定医療機関*^{用語}は、県内発生早期までの感染症病床*^{用語}等の利用計画を事前 に作成する。

県内感染期において増大する医療需要に対応するため、圏域連絡会議の構成員等の協力を得て感染症指定医療機関以外の医療機関を含めた新型インフルエンザ等患者の入院医療体制及び入院医療体制が効果的に機能するよう他の医療機関が行う医療体制並びに在宅療養の支援体制に関する計画を作成する。

- エ 海外発生期から県内発生早期までの医療体制の維持・確保
 - (ア) 「帰国者・接触者相談センター」の設置

市保健所に「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。併せて、

医療体制についての情報提供を行う。

(イ) 「帰国者・接触者外来」の設置

新型インフルエンザ等に感染している可能性が高い発生国からの帰国者及び国内患者の濃厚接触者の診療のために、県内発生早期までは、感染症指定医療機関に「帰国者・接触者外来」を設置して診療を行う。

(ウ) 感染症指定医療機関

新型インフルエンザ等の県内発生早期には、感染防止の観点に立ち、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の患者等を感染症指定医療機関に入院させる。

新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

(エ) 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を含むすべての医療機関

新型インフルエンザ等の患者は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関で受診しようとする可能性もあることから、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、 医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ 以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い、院内での感染防止に努める。

医療従事者は、マスク、ガウン等の個人防護具*^{用語}の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

(オ) 患者搬送体制

各発生段階に応じた患者搬送体制を整備する。

感染拡大防止のため、原則として本人又は家族の車を使用とすることとし、必要に 応じて公用車で搬送を行う。

オ 県内感染期の医療体制の維持・確保

(ア) 外来診療

県内感染期に移行したと県が判断した場合又は県内発生早期であっても患者が急増するなど帰国者・接触者外来による診療の意義が低下したと県が判断した場合には、一般の医療機関(内科、小児科等の医療機関であって、通常、感染症の外来診療を行う全ての医療機関)で外来診療する体制に切り替える。

(4) 入院診療

患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院診療、軽症者は外来診療(自宅療養)に振り分け、医療体制の確保を図る。

<発生段階に対応した医療提供体制>

	未発生期	海外発生期	国内発生	早期	国	内感染期	小康期
			国 内 発生早期	県 発生	内 早期	県 内 感染期	
相談窓口		一般相談電話<市保健所>					
帰国者・接触者 相談センター		帰国者・接触者からの電話相談、 外来受診への支援				相談電話を中止	
外来診療		帰国者・接触者外来 (感染症指定医療機関)				て全ての 関で診療	
入院診療		入院措置(全ての患者)			「の患者) 原則として重症者のみ		
自宅療養	自宅療養					軽	定者

カ 医療関係者に対する要請・指示、補償

県は、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行う必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、医療を行うよう要請等をすることができる。

県は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、 政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

県は、国と連携して、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 (県行動計画)

- □○ 県は、国の備蓄分も合わせて県民の45%に相当する量を目標として、抗インフルエンザウイル □ ス薬を計画的かつ安定的に備蓄することとしている。
- 県は、インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビル リン酸塩(商品名:タミフル)に耐性を示す場合もあることから、国において他の薬剤の備蓄割 合が検討されるので、それに応じて備蓄薬剤と量を決定することとしている。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、 国、県、医療機関、指定(地方)公共機関、登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前 に十分準備を行う。市は、必要に応じて国、県等と連携して一般事業者・団体及び市民に 事前の準備を行うよう働きかけるとともに、高齢者、障害者等の要援護者の生活の安定確 保に配慮する。

第4 各発生段階における対策

以下、発生段階ごとに概要及び主要7項目に係る対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、発生段階ごとに記載する対策の実施時期は発生段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと及び当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、発生段階はあくまで目安として、政府行動計画に基づき国が作成する「基本的対処方針」等を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

1 未発生期

(1) 概要

ア 状態

新型インフルエンザ等が発生していない状態

海外において、鳥等の動物のインフルエンザのウイルス*^{用語}が人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられない状況

イ 目的

発生に備えて体制の整備を行う。

国、県等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。

ウ 対策の考え方

新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、県や関係機関等との連携を図り、対応体制の構築、訓練の実施、人材の育成等事前の準備を推進する。

新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関する認識が市民全体に普及されるよう、継続的な情報提供を行う。

国、県等からの情報収集等を行う。

(2) 実施体制

ア 市行動計画等の作成

市は、特措法の規定に基づき、国及び県の行動計画を踏まえ、未発生期から、新型インフルエンザ等の発生に備え作成した市行動計画やマニュアルを必要に応じて見直す。

イ 体制の整備及び国、県等との連携強化

市は、国、県、指定(地方)公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

市行動計画等の見直しに当たっては、必要に応じて県の支援を求める。

(3) サーベイランス*^{用語}・情報収集

ア サーベイランス

市は、インフルエンザ定点医療機関*^{用語}における患者の発生動向を調査し、流行状況を把握する。市保健所において、病原体定点医療機関から提出される検体のウイルス株の性状(亜型や薬剤耐性等)を調査し、流行しているウイルスの性状を把握する。

市は、国が行うインフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向の調査に協力し、 重症化の状況を把握する。

市は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖等)

を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

イ 情報収集

市は、国や WHO (世界保健機関)等の国際機関及び県から新型インフルエンザ等対策に関する情報を収集する。

ウ調査研究

市は、新型インフルエンザ等の発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、国が実施する調査研究に参画し、併せて職員研修の機会の確保を図る。

(4) 情報提供・共有

ア 継続的な情報提供

市は、市民に対して、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報を継続的に分かり やすく提供する。

市は、マスクの着用、せきエチケット・手洗い・うがいの励行等季節性インフルエン ザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

イ 体制整備等

市は、新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況に応じた市民への情報提供の内容(対策の決定プロセス及び対策の理由・個人情報保護及び公益性・対策の実施主体)、 媒体(テレビ、新聞等のマスメディア・情報の受取手に応じて利用可能なソーシャルネットワーク等)、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握する方策等を検討し、 あらかじめ想定できるものは決定しておく。

市は、新型インフルエンザ等の発生状況等をマスメディア等へ一元的に情報提供や説明を行うため、広報担当を決めておく。

市は、県や関係機関等とメールや電話を活用し、可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。インターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。

市は、新型インフルエンザ等の発生時に市民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を行う。

(5) 予防・まん延防止

ア 個人における対策の普及

市は、感染予防のため、市民に対し、マスクの着用、せきエチケット・手洗い・うがいの励行、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、市民自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センター*^{用語}に連絡し指示を仰ぐこと、不要な外出を控えること、せきエチケットを実践すること等基本的な感染対策の理解促進を図る。

市は、新型インフルエンザ等緊急事態においては県が市民に対して不要不急な外出を 自粛するよう要請することについて、市民等への理解促進を図る。

イ 地域対策・職場対策の周知

市は、新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行う。

市は、新型インフルエンザ等緊急事態においては集客施設で感染を広げないようにするため、県が施設管理者に対して施設の使用制限を要請することについて、施設管理者

等への理解促進を図る。

ウ 衛生資器材等の供給体制の把握

市は、国の仕組みを活用して、衛生資器材(消毒薬、マスク等)等の生産、流通、在 庫等の状況を把握するよう努める。

工 水際対策

市は、検疫の強化の際に必要となる防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、 検疫所その他国の関係機関との連携を強化する。

(6) 予防接種

ア ワクチンの生産等に関する情報の収集

市は、国等が行うプレパンデミックワクチン*^{用語}及びパンデミックワクチン*^{用語}の研究開発や生産備蓄等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

ワクチンの供給体制 (県行動計画)

○ 県は、国の要請を受けて、県内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築することとしている。

イ 基準に該当する事業者の登録作業の周知

市は、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続等に関して国が定める登録実施要領等に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知を行う。

市は、国が行う事業者の登録申請受付に協力する。

ウ 接種体制の構築

(7) 特定接種

市は、特定接種の対象となり得る職員に対し、集団接種を原則として、速やかに特定接種ができるよう、庁内の接種体制を構築する。

市は、国が登録事業者に対して行う接種体制の構築の要請に応じ、協力する。

(4) 住民接種

市は、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項の規定による臨時の予防接種を本市に居住する者に対し速やかに実施できるよう、体制の構築を図る。

市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、市民が本市以外の市町村でも接種が受けられるよう努める。

市は、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制、接種場所・接種時期の周知、予約の方法等の接種実施のための具体的な準備を行う。

工 情報提供

市は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割、供給体制、接種体制、接種対象者、接種順位のあり方等の基本的な情報に関して国及び県が行う情報提供に協力し、市民の理解促進を図る。

(7) 医療

ア 医療体制の整備

市は、国等から提供される医療体制の確保に関するマニュアルや助言等の情報を収集し、医療体制の整備に役立てる。

市は、新型インフルエンザ等の発生時の長野医療圏の医療体制の確保のため、長野保

健福祉事務所に協力して、圏域連絡会議を開催する。

市は、国及び県からの要請を受けて、市保健所において、「帰国者・接触者相談センター」の設置の準備や長野医療圏の「帰国者・接触者外来*^{用語}」の設置及び感染症指定 医療機関*^{用語}での入院患者の受入準備を進めるよう要請する。

市は、県からの要請を受けて、一般の医療機関に対して、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具*用語の準備などの感染対策を進めるよう依頼する。

イ 県内感染期に備えた医療の確保

市は、県からの要請を受けて、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を依頼し、国から提供されるマニュアルを提示するなど作成の支援に努める。

市は、圏域連絡会議において、感染症指定医療機関や協力病院*^{用語}における新型インフルエンザ等患者の入院可能病床数(定員超過入院を含む。)等を把握し、入院医療体制の整備に努める。

市は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加し、感染症指定医療機関及び協力病院の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設で医療を提供することについて県と連携して検討する。

市は、圏域連絡会議において、がん医療、透析医療、産科医療等の医療機能維持の観点から、必要に応じて、新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。

市は、圏域連絡会議において社会福祉施設等の入所施設で集団感染が発生した場合の 医療提供の方法を検討する。

ウ研修等

市は、国が作成した医療体制に関するガイドラインを県が関係団体を通じて医療機関 に周知することに協力する。

市は、長野保健福祉事務所と協力して、医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。

エ 医療資器材の整備

市は、新型インフルエンザ等対策に必要な医療資器材(個人防護具等)をあらかじめ 備蓄・整備する。

市は、国及び県の要請を受けて、医療機関において必要となる医療資器材(個人防護 具、人工呼吸器*^{用語}等)の調査に協力する。

オ 検査体制の整備

市は、国及び県の要請や技術的支援を受けて、市保健所において新型インフルエンザ等ウイルスのPCR検査*用語等の実施体制を整備する。

カ 医療機関等への情報提供体制の整備

市は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者 に迅速に提供するために国が行う体制整備に協力する。

キ 患者搬送体制の整備

市は、各発生段階に応じた搬送体制の整備を図るとともに、搬送車及び個人防護具等の準備を行う。

抗インフルエンザウイルス薬*^{用語}の備蓄及び流通体制の整備(県行動計画)

□ 県は、国が抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型インフルエンザ発生時に円□ 滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売業者に対して、抗■ インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導することに協力することとしている。

(8) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市は、国及び県と連携して、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等に備えて、要援護者を把握するとともに、その具体的手続等を検討する。

イ 火葬能力等の把握

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に備え、火葬能力を整備する。

ウ 物資・資材の備蓄等

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資・資材を備蓄し、 施設・設備を整備する。

県民生活及び県民経済の安定の確保(県行動計画)

○ 業務計画等の作成

県は、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を作成する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、業務計画等の作成を支援し、その状況を確認することとしている。

○ 物資供給の要請等

県は、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、 製造・販売、運送を行う事業者である指定地方公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業 継続のため体制の整備を要請することとしている。

2 海外発生期

(1) 概要

ア 状態

海外で新型インフルエンザ等が発生した状態

国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態

海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

イ 目的

新型インフルエンザ等の市内侵入をできるだけ遅らせ、市内発生の遅延と早期発見に 努める。

県内発生に備えた体制の整備を行う。

ウ 対策の考え方

新型インフルエンザ等の病原性*^{用語}や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、対策を強化する。

本市行動の判断に役立てるため、国や国際機関等を通じて、海外での発生状況、新型 インフルエンザ等の特性等に関する積極的な情報収集を行う。

市内発生した場合に早期に発見できるようサーベイランス*^{用語}・情報収集体制を強化する。

海外で発生したことで、より注意を喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生早期の対策について予め情報提供を行い、医療機関、事業者及び市民に準備を促す。

医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等県内発生に備えた体制の整備を行う。

(2) 実施体制

ア 体制強化等

市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、市対策本部事務局が県及び関係機関等からの情報収集に努め、必要により本部連絡員会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。

市は、海外で新型インフルエンザ等が発生し、国及び県が対策本部を設置した場合には、市対策本部を設置し、国の基本的対処方針を確認し、市行動計画に基づく対策を行う。

市は、県と連携して、国の基本的対処方針を医療機関、事業者及び市民に広く周知する。

市は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ基本的対処方針を変更した場合には、その内容を確認するとともに、県と連携して、医療機関、事業者及び市民に広く周知する。

イ 季節性インフルエンザと同程度の病原性の場合

市は、国が海外において発生した新型インフルエンザ等を季節性インフルエンザと同程度以下と判断した場合は、感染症法等に基づく対策を実施する。

(3) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランス

市は、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。

市は、国の方針に基づき、市内の医師に新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。) を診察した場合の市保健所への届出を求め、全数把握を開始する。

市は、国の方針に基づき、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

イ 情報収集

市は、国等から新型インフルエンザ等対策に関する情報を収集する。

市は、鳥類及び豚が保有するインフルエンザのウイルス*^{用語}に関する国の調査等の情報を収集する。

市は、国が病原体を入手し、国民の各年齢層における抗体保有状況を研究・分析した 結果に関する情報を収集する。

(4) 情報提供・共有

ア 情報提供

市は、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要となる対策等の詳細な情報を分かりやすくできる限りリアルタイムで提供し、注意喚起を行う。

市は、市対策本部に広報担当を設置し、一元的に情報を集約・整理し、発信する。

市は、対策の実施主体となる各担当部が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて市対策本部において調整する。

イ 情報共有

市は、国のシステムを利用し、国、県、関係機関等とのインターネット等を活用した リアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

ウ 相談窓口の設置

市は、国が作成する Q&A 等を活用し、市民からの一般的な健康の問い合わせに対応 できる相談窓口を市保健所に設置し、適切に情報を提供する。

(5) 予防・まん延防止

ア 市内での感染拡大防止策の準備

市は、国及び県と連携し、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく患者の入院等の措置及び患者の同居者等の濃厚接触者*用語に対する健康状態の報告、外出の自粛等の要請の準備を行う。

市は、国及び県と連携し、検疫所から提供される新型インフルエンザ等の感染が疑われる入国者等に関する情報を有効に活用する。

イ 感染症危険情報の発信等

市は、国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、県、事業者等と連携して、市民に広く周知する。

市は、国が事業者に対して行う発生国への出張の回避や海外駐在員・海外出張者の帰国の要請について、県、関係団体等と連携して広く周知する。

ウ 水際対策

市は、国及び県と連携して、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者など新型イ

ンフルエンザ等に感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合 には、市保健所において必要な健康監視等の対応を行う。

市は、検疫の強化に伴い、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等ウイルスの PCR 検査*^{用語}等を実施するための技術的支援を受け、検査体制を速やかに整備する。

(6) 予防接種

ア ワクチンの生産等に関する情報の収集

市は、国等が行うプレパンデミックワクチン*^{用語}の製剤化、パンデミックワクチン*^用 の開発や生産の要請等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

ワクチンの供給(県行動計画)

- 県は、政府対策本部が定める基本的対処方針に基づき、供給量について国が作成する計画やワクチンの流通管理に関する情報を収集し、ワクチン流通体制の構築に役立てることとしている。
- 県は、国の要請を受けて、県内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築することとしている。

イ 接種体制

(7) 特定接種

市は、特定接種に係る使用ワクチン及び具体的運用等に関する国の決定について、情報収集を行う。

市は、国と連携して、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団接種を基本に本人の同意を得て特定接種を行う。

(4) 住民接種

市は、国と連携して、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項の規定による臨時の予防接種の接種体制の準備を行う。

ウ 情報提供

市は、国が行う、ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者、接種順位、接種体制等に関する情報提供に協力する。

(7) 医療

ア 新型インフルエンザ等の症例定義

国が定める新型インフルエンザ等の症例定義の内容を市内医療機関等に周知する。

イ 医療体制の整備

(7) 帰国者・接触者外来*^{用語}の設置

発生国からの帰国者であって発熱、呼吸器症状等を有する者が、他の患者より新型インフルエンザ等にり患する危険性が高いと考えられる間は、その者については帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、市は、国及び県からの要請を受け、感染症指定医療機関*用語に対して帰国者・接触者外来の設置を要請する。

市は、国及び県からの要請を受け、帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、 症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、 市保健所へ直ちに連絡するよう要請する。

市は、国及び県からの要請を受け、帰国者・接触者外来において、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体は、市保健所においてPCR検査等を実施し、必要に応じて国立感染症研究所へ検体等を送付の上、確定診断を行う。

(イ) 診療への協力要請等

市は、国及び県からの要請を受け、帰国者・接触者外来を有しない医療機関に対して、新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性があるため院内感染対策を講じた上で診療を行う体制を整備するよう、医師会等の協力を得て依頼する。

ウ 帰国者・接触者相談センター*^{用語}の設置

市は、国及び県からの要請を受け、市保健所に帰国者・接触者相談センターを設置する。

市は、国及び県からの要請を受け、発生国からの帰国者であって発熱、呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

エ 医療機関等への情報提供

市は、国が医療機関及び医療従事者に対して行う新型インフルエンザ等の診断・治療 に資する情報等の提供に協力する。

オ 検査体制の整備

市は、国及び県から技術的支援を受けて、市保健所における新型インフルエンザ等ウイルスのPCR検査等の検査体制を整備する。

カ 医療資器材の整備

市は、県内感染期に備え、新型インフルエンザ等対策に必要とする医療資器材(個人 防護具*用語等)等を確保する。

キ 患者搬送体制の整備

市は、市内での患者の発生に備えて、搬送体制を整備する。

ク 抗インフルエンザウイルス薬*^{用語}

市は、国が医療機関に対して行う患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与*^{用語}の要請について協力する。

市は、国が行う抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通の指導に協力する。

(8) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

県は、国が事業者に対して行う従業員の健康管理の徹底及び職場における感染対策を 実施するための準備の要請について、関係団体等を通じて事業者に周知する。市は、県 等からの要請に応じ、適宜協力する。

イ 遺体の火葬・安置

市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を 安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

3 国内発生早期(県内未発生期)

(1) 概要

ア 状態

国内のいずれかの都道府県(長野県を除く。)で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

国内でも、都道府県によって新型インフルエンザ等の患者の発生状況が異なる可能性がある。

イ 目的

新型インフルエンザ等の市内侵入をできるだけ遅らせ、市内発生の遅延と早期発見に 努める。

県内発生に備えた体制の整備を行う。

ウ 対策の考え方

県内発生した場合に早期に発見できるようサーベイランス * 用語・情報収集体制を強化する。

国内発生したことで、より注意を喚起するとともに、県内発生に備え、医療体制、感染拡大防止策及び個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、医療機関、事業者及び市民に対して積極的な情報提供を行う。

医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等県内発生に備えた体制の整備を急ぐ。

住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(2) 実施体制

ア 実施体制

市は、国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、市対策本部事務局が県及び関係機関等からの情報収集に努め、必要により本部連絡員会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。

市は、国の基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ市対策本部会議を開催し、県内発生早期の対策を確認する。

市は、県と連携して、国の基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知する。 市は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ基本的対処方針を変更した場合 には、その内容を確認するとともに、県と連携して、医療機関、事業者及び市民に広く 周知する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、国が新型インフルエンザ等の状況により長野県の区域に緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、県行動計画及び市行動計画に基づき必要な対策を実施する。

緊急事態宣言は、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が示される。都道府県の区域を基に発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。なお、全国的な人の交流 基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域が指定されることも考えられる。

(3) サーベイランス・情報収集

ア サーベイランス

市は、国の方針に基づき、全ての医師に新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。) を診察した場合の市保健所への届出を求め、全数把握を継続する。

市は、国の方針に基づき、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を引き続き強化する。

市は、国から情報提供される国内の発生状況をできる限り迅速に把握する。

イ 情報収集

市は、国及び県から新型インフルエンザ等対策に関する情報を収集する。

市は、新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や治療の効果等に関する国の調査 研究や分析結果を迅速に把握する。

(4) 情報提供・共有

ア 情報提供

市は、市民に対して、国内での発生状況、現在の対策、対策の理由、対策の実施主体、 県内発生した場合に必要となる対策等の詳細な情報を複数の媒体・機関を活用し、分か りやすくできる限りリアルタイムで提供し、注意喚起を行う。

市は、市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策及び感染が疑われ、又は患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策の情報を適切に提供する。

市は、市民や関係機関等から寄せられる問い合わせや情報の内容を踏まえて、市民や関係機関等がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報を提供するとともに、次の情報提供に反映する。

市は、市対策本部の広報担当において、一元的に情報を集約・整理し、発信する。

市は、対策の実施主体となる各担当部が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて市対策本部において調整する。

イ 情報共有

市は、国のシステムを利用し、国、県、関係機関等とのインターネット等を活用した リアルタイムかつ双方向の情報共有を継続して行う。

ウ 相談窓口の体制充実・強化

市は、市民からの相談の増加に備え、市保健所に設置した相談窓口体制を充実・強化する。

市は、国から Q&A の改定版が発出された場合は、関係者に速やかに送付する。

(5) 予防・まん延防止

ア 県内での感染拡大防止策の準備

市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等の感染が疑われる者等に関する情報を有効に活用する。

イ 市民、事業所等への要請等

市は、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスクの着用、せきエチケット・手洗い・うがいの励行、人混みを避けること、時差出勤等の基本的な感染対策を勧奨する。

第4 各発生段階における対策 3 国内発生早期(県内未発生期)

国及び県は、事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、当該 感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。市は、県等から の要請に応じ、適宜協力する。

国及び県は、学校、保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する 目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に 行うよう学校の設置者に要請する。市は、県等からの要請に応じ、適宜協力し、市立の 学校は、必要な措置を行う。

国及び県は、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。市は、県等からの要請に応じ、適宜協力する。

県は、国の要請を受けて、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や 多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。市は、県等から の要請に応じ、適宜協力する。

ウ 水際対策

市は、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者など新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者について、検疫所から通知があった場合には、市保健所において必要な健康監視等の対応を行う。なお、国は、国内の状況等を踏まえ水際対策の合理性が認められなくなった場合には、その措置を縮小することとしている。

(6) 予防接種

ア ワクチンの受給

市は、国においてワクチンが確保された場合には、速やかにワクチンを受け取る準備を行う。

イ 特定接種

市は、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団接種を基本に本人の同意を得て特定接種を行う。

ウ 住民接種

市は、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。

市は、国の指示を受けて、パンデミックワクチン*^{用語}の受取が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。

市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、市保健所等の公的施設の活用、医療機関への委託等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団接種を行う。

エ モニタリング

市は、ワクチン接種が終了した段階で国が行うモニタリングに関する総合評価の状況を把握する。

(7) 医療

ア 医療体制の整備

市は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者*^{用語}であって、発熱、呼吸器症状等を有する者に対する帰国者・接触者外来*^{用語}における海外発生期の医療体制を継続する。

第4 各発生段階における対策 3 国内発生早期(県内未発生期)

市は、長野保健福祉事務所と連携し、協力病院*^{用語}に入院患者の受入れの準備を要請する。

イ 帰国者・接触者相談センター*^{用語}の設置

市は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱、呼吸器症状等を 有する者に対する帰国者・接触者相談センターにおける海外発生期の相談体制を継続す る。

ウ 医療機関等への情報提供

市は、国が行う、医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等の提供に協力する。

エ PCR検査*^{用語}等の確認検査

市は、国及び県と連携し、必要と判断した場合には、市保健所において新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。

オ 医療資器材の整備

市は、県内感染期に備え、引き続き新型インフルエンザ等対策に必要とする医療資器 材(個人防護具*^{用語}等)等を確保する。

カ 患者搬送体制の整備

市は、県内感染期に備え、引き続き搬送体制を準備する。

キ 抗インフルエンザウイルス薬*^{用語}

市は、県内感染期に備え国が医療機関に対して行う抗インフルエンザウイルス薬の適 正使用の要請について、協力する。

市は、国が行う抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通の指導に協力する。

(8) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

県は、国が事業者に対して行う従業員の健康管理の徹底や職場における感染対策の開始の要請について、関係団体等を通じるなどして事業者に周知する。市は、県等からの要請に応じ、適宜協力する。

イ 市民・事業者への呼びかけ

市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

県は、国が事業者に対して行う食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め・売惜 しみの回避の要請について、関係団体等を通じて事業者に周知する。市は、県等からの 要請に応じ、適宜協力する。

4 県内発生早期

(1) 概要

ア 状態

県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調 査で追うことができる状態

イ 目的

県内での感染拡大をできる限り抑える。

患者に適切な医療を提供する。

感染拡大に備えた体制の整備を行う。

ウ 対策の考え方

感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合には、積極的な感染拡大防止策等をとる。

医療体制、感染拡大防止策及び個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を 得るため市民への積極的な情報提供を行う。

国内の患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国からの情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。

新型インフルエンザ等の患者以外にも発熱、呼吸器症状等を有し新型インフルエンザ等のり患を疑い医療機関を受診する者が増加することが予想されるため、医療機関においては院内感染対策を実施する。

県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保 のための準備等感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。

住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整ったときは速やかに実施する。

(2) 実施体制

ア 実施体制

市は、県内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに本部連絡員会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。

市は、国の基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ市対策本部会議を開催し、県内発生早期の対策を確認する。

市は、県と連携して、国の基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知する。 市は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ基本的対処方針を変更した場合 には、その内容を確認するとともに、県と連携して、医療機関、事業者及び市民に広く 周知する。

イ 政府現地対策本部の設置

県は、発生の初期の段階において国が長野県を支援するため新型インフルエンザ等現地対策本部を設置したときは、これと連携する。市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、適宜協力する。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、国が新型インフルエンザ等の状況により、長野県の区域に緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、県行動計画及び市行動計画に基づき必要な対策を実施

する。

緊急事態宣言は、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が示される。都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。なお、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考えられる。

(3) サーベイランス*^{用語}・情報収集

ア サーベイランス

市は、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握を引き続き強化する。

市は、国が行う新型インフルエンザ等患者の臨床情報の収集に協力する。

市は、国から情報提供される国内の発生状況をできる限り迅速に把握するとともに、 県が県内感染期への移行の判断を遅滞なく行えるように、発生状況の収集に努める。

イ 情報収集・調査研究

市は、発生の初期の段階において、国から積極的疫学調査*^{用語}チームが派遣されたときは、これに協力する。

市は、国から提供される新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や治療の効果等に関する調査研究や分析の結果を迅速に把握する。

(4) 情報提供・共有

ア 情報提供

市は、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市民に対して、国内・県内での発生 状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等の詳 細な情報を分かりやすくできる限り迅速に提供する。

市は、市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策及び感染が疑われ、又は患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策の情報を適切に提供する。

市は、市民や関係機関等から寄せられる問い合わせや情報の内容を踏まえて、市民や関係機関等がどのような情報を必要としているのかを把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報を提供するとともに、次の情報提供に反映する。

市は市対策本部の広報担当において、一元的に情報を集約・整理し、発信する。

市は、対策の実施主体となる各担当部が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて市対策本部において調整する。

イ 情報共有

国内発生早期(県内未発生期)の記載と同じ。

ウ 相談窓口の体制充実・強化

国内発生早期(県内未発生期)の記載と同じ。

(5) 予防・まん延防止

ア 県内での感染拡大防止策

市は、国と連携し、市保健所において感染症法に基づく新型インフルエンザ等患者の 入院等の措置及び患者の同居者等の濃厚接触者*^{用語}に対する健康状態の報告、外出の自 粛等の要請を行う。

イ 市民、事業所等への要請等

国内発生早期(県内未発生期)の記載と同じ。

ウ 水際対策

国内発生早期(県内未発生期)の記載と同じ。

エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、県が不要不急な外出の自粛その他の感染の防止に必要な協力要請を行った場合は、市民に周知する。

市は、県が施設の使用制限の要請を行った場合は、要請に応じ、市有施設について必要な措置を行う。

人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等により人の移動が少ない山間地域などにおいて新型インフルエンザ等が世界で初めて確認された場合で、国が当該地域における重点的な感染拡大防止策の実施をすることとした場合には、国に協力する。

緊急事態宣言がされている場合の措置(県行動計画)

- 県は、基本的対処方針に基づき、特措法第 45 条第 1 項に基づき、県民に対し、潜伏期間や治癒 までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや 基本的な感染予防策の徹底を要請することとしている。
- 県は、基本的対処方針に基づき、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等(特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。)に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行うこととしている。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行うこととしている。要請・指示を行った際には、その施設名を公表することとしている。
- 県は、基本的対処方針に基づき、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行うこととしている。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。)に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行うこととしている。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行うこととしている。特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行うこととしている。特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表することとしている。

(6) 予防接種

ア ワクチンの受給

国内発生早期(県内未発生期)の記載と同じ。

イ 特定接種

国内発生早期(県内未発生期)の記載と同じ。

ウ 住民接種

国内発生早期(県内未発生期)の記載と同じ。

エ モニタリング

国内発生早期(県内未発生期)の記載と同じ。

オ 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、市民に対して、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定による臨時の予防接種を実施する。

(7) 医療

ア 医療体制の整備

(7) 帰国者·接触者外来*^{用語}

市は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱、呼吸器症状等を有する者に対する帰国者・接触者外来における国内発生早期(県内未発生期)の診療体制を継続する。

市は、県内発生早期であっても患者が増加する等、帰国者・接触者外来による診療の意義が低下したと県が判断した場合には、一般の医療機関(内科、小児科等の医療機関であって、通常、感染症の外来診療を行う全ての医療機関)で外来診療する体制に切り替える。

(イ) 帰国者・接触者相談センター*^{用語}

市は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱、呼吸器症状等 を有する者に対する帰国者・接触者相談センターにおける相談を強化する。

(ウ) 協力病院*^{用語}での入院患者受入れ

市は、長野保健福祉事務所と連携し、感染症指定医療機関*^{用語}の入院患者の収容能力を超える前に、協力病院に入院患者の受入れを要請する。

イ 患者への対応

市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対して、原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関に搬送し、入院させる措置を行う。この措置は、病原性*^{用語}が低いことが判明するまでの間継続する。

市は、国及び県と連携し、必要と判断した場合には、市保健所において、新型インフルエンザ等のPCR検査*用語等の確定検査を行う。PCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階では全ての新型インフルエンザ等患者に、患者数が増加した段階では重症者等に対して行う。

市は、国及び県と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく新型インフルエンザ等ウイルスに曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬*用語の予防投与*用語及び有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関に搬送する。

ウ 医療機関等への情報提供

市は、国が行う医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ等の診断・治療 に資する情報等の提供に協力する。

エ 医療資器材の整備

市は、新型インフルエンザ等対策に必要とする医療資器材(個人防護具*^{用語}等)等を効果的に使用するとともに、流行の更なる拡大に備えて補給に努める。

オ 患者搬送体制の整備

市は、帰国者・接触者外来での診療及び感染症指定医療機関への入院の際は、感染拡

第4 各発生段階における対策 4 県内発生早期

大防止のため原則として本人又は家族の車を使用とすることとする。必要に応じて、公 用車で搬送する。

カ 抗インフルエンザウイルス薬

国内発生早期(県内未発生期)の記載と同じ。

緊急事態宣言がされている場合の措置(県行動計画)

○ 医療機関又は医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関は、 必要に応じ、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を 確保するために必要な措置を講ずることとしている。

(8) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

国内発生早期(県内未発生期)の記載と同じ。

イ 市民・事業者への呼びかけ

国内発生早期(県内未発生期)の記載と同じ。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

(ア) 事業者の対応等

県は、国から示される当該事業継続のための法令の弾力運用の事業者への周知について協力する。市は、県等からの要請に応じ、適宜協力する。

(イ) 水の安定供給

市は、水の安定的かつ適切な供給を図る必要があることから、浄水・配水設備等の保守点検体制を確保する。

市は、水の安定的かつ適切な供給を図るために必要な資機材・薬品等を確保する。

(ウ) サービス水準に係る市民への呼びかけ

市は、県と連携して、事業者のサービス提供水準の状況の把握を開始し、まん延した段階では、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があること及び消費者はそれを許容すべきことを市民に呼びかける。

(エ) 生活関連物資等の価格の安定等

市は、県と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、生活関連物資等の価格が高騰しないよう及び買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの回避等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

緊急事態宣言がされている場合の措置(県行動計画)

○ 事業者の対応等

指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始することとしている。

登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施 に向けた取組を行うこととしている。

○ 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとしている。

水道事業者等である県は、県行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等新型 インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとしている。

○ 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の 状況確認、感染対策の実施等新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送す るために必要な措置を講ずることとしている。

電気通信事業者である指定公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等新型インフルンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずることとしている。

郵政事業を営む者及び一般信書便事業者である指定公共機関は、それぞれの業務計画で定める ところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等新型インフルエンザ等緊急事態に おいて郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずることとしている。

○ 緊急物資の運送等

県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定(地方)公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請することとしている。

県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定(地方)公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請することとしている。

県は、指定(地方)公共機関が正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、当該指定(地方)公共機関に対して輸送又は配送を指示することとしている。

○ 犯罪の予防・取締り

県は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、国が県警察本部に対し、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう指導・調整することに関して協力することとしている。

5 県内感染期

(1) 概要

ア 状態

新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 感染の拡大から流行のピークを越え患者の減少に至るまでの時期

イ 目的

医療体制を維持する。

健康被害を最小限に抑える。

市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

ウ 対策の考え方

感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減策に切り替える。

医療体制、感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等を周知し、個人 一人ひとりがとるべき行動を分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。

流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして、医療体制への負荷を 軽減する。

医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健 康被害を最小限にとどめる。

欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。

受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減する ため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整ったときは速やかに実施 する。

状況の進展に応じて、必要性の低下した対策を縮小し、又は中止する。

(2) 実施体制

ア 県内感染期移行の判断

県は、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった 状態と判断した場合は、国の基本的対処方針の変更に基づき、新型インフルエンザ等対 策委員会等の意見を踏まえ、県内感染期に入ったことを判断し、国の基本的対処方針及 び県行動計画により必要な対策を行う。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に 収集し、市行動計画により必要な対策を行う。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置に係る事務等を行うことができなくなった場合には、特措法第38条の規定による長野県知事の代行又は第39条の規定による他の市町村長等の応援を要請する。

(3) サーベイランス*^{用語}・情報収集

ア サーベイランス

市は、全国での患者数が数百人程度に増加した段階で、地域感染期にある都道府県における新型インフルエンザ等患者の全数把握を中止するとの政府行動計画を受け、県内

の新型インフルエンザ等患者の全数把握を中止し、通常のサーベイランスを継続する。 市は、学校等における集団発生の把握は通常のサーベイランスに戻す。

イ 情報収集・調査研究

市は、国から提供される新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や治療の効果等に関する調査研究や分析の結果を迅速に把握する。

(4) 情報提供・共有

ア 情報提供

市は、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市民に対して、国内・県内での発生 状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等の詳 細な情報を分かりやすくできる限り迅速に提供する。

市は、市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策及び感染が疑われ、又は患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策の情報を適切に提供する。

市は、市民や関係機関等から寄せられる問い合わせや情報の内容を踏まえて、市民や 関係機関等がどのような情報を必要としているのかを把握し、必要に応じ、市民の不安 等に応じるための情報を提供するとともに、次の情報提供に反映する。

イ 情報共有

市は、国のシステムを利用し、国、県、関係機関等とのインターネット等を活用した 迅速かつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、流行状況等を的 確に把握する。

ウ 相談窓口の体制充実・強化

市は、市民からの相談の増加に備え、市保健所に設置した相談窓口体制を充実・強化する。

市は、国から Q&A の改定版が発出された場合は、関係者に速やかに送付する。

(5) 予防・まん延防止

ア 感染拡大防止策

市は、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスクの着用、せきエチケット・手洗い・うがいの励行、人混みを避けること、時差出勤等の基本的な感染対策を勧奨する。

国及び県は、事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、当該 感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。市は、県等から の要請に応じ、適宜協力する。

国及び県は、学校、保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する 目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に 行うよう学校の設置者に要請する。市は、県等からの要請に応じ、適宜協力し、市立の 学校は、必要な措置を行う。

国及び県は、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。市は、県等からの要請に応じ、適宜協力する。

県は、国の要請を受けて、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や 多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。市は、県等から の要請に応じ、適宜協力する。

県は、国の要請を受けて、医療機関に対し、患者の濃厚接触者*^{用語}(同居者を除く。) への抗インフルエンザウイルス薬*^{用語}の予防投与*^{用語}を原則として見合わせ患者の治療 を優先するよう要請する。また、国から示される方針により患者の同居者に対する予防 投与を継続するかどうか決定する。市は、県等からの要請に応じ、適宜協力する。

市は、患者の濃厚接触者に対する感染症法に基づく健康状態の報告、外出の自粛等の要請を中止する。

イ 水際対策

県内発生早期の記載と同じ。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、県が不要不急な外出の自粛その他の感染の防止に必要な協力要請を行った場合は、市民に周知する。

市は、県が施設の使用制限の要請を行った場合は、要請に応じ、市有施設について必要な措置を行う。

緊急事態宣言がされている場合の措置(県行動計画)

- 県は、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じて以下の措置を講じることとしている。
 - ・ 特措法第45条第1項に基づき、県民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合 を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請すること。
 - ・ 特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行うこと。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行うこと。要請・指示を行った際には、その施設名を公表すること。
 - ・ 特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の 徹底の要請を行うこと。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題 が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法 第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行うこと。特措 法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康 の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措 法第45条第3項に基づき、指示を行うこと。特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際 には、その施設名を公表すること。

(6) 予防接種

ア 緊急事態宣言がされていない場合 県内発生早期の記載と同じ。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、市民に対して特措法第46条の規定による臨時の予防接種を進める。

(7) 医療

ア 患者への対応等

市は、国及び県の要請を受けて、帰国者・接触者外来*^{用語}及び帰国者・接触者相談センター*^{用語}の設置を中止し、並びに感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、原則として一般の医療機関(新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除く。)において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう働きかける。

市は、国及び県の要請を受けて、感染症指定医療機関*^{用額}及び協力病院*^{用額}のほか一般の医療機関を含め入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に働きかける。

市は、国及び県の要請を受けて、在宅で療養する患者に対し、医師が電話診療で新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況を診断できる場合に、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等で送付することに関して国が定める方針を医療機関等に働きかける。

市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者に対し、 患者や医療機関から要請があった場合には、支援(見回り、訪問看護、訪問診療、食事 の提供、医療機関への移送)や死亡したときの対応を行う。

市は、国及び県の要請を受けて、国が行う医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器 材・医薬品の在庫状況の確認作業に協力するとともに、国及び県と連携し、新型インフ ルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

イ 医療機関等への情報提供

県内発生早期の記載と同じ。

ウ 医療資器材の整備

県内発生早期の記載と同じ。

エ 抗インフルエンザウイルス薬

県は、国と連携して、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量、流通状況を把握し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認するとともに、不足が生じるおそれがある場合には、国及び県の備蓄分を放出する等の調整を行う。市は、県等からの要請に応じ、適宜協力する。

緊急事態宣言がされている場合の措置 (県行動計画)

○ 医療等の確保

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずることとしている。

○ 医療機関不足への対応

県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり、入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供することとしている。

県は、臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に 応じて患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖することとしている。

(8) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

県は、国が事業者に対して要請する従業員の健康管理の徹底や職場における感染対策の実施について、関係団体等を通じるなどして、事業者に周知する。市は、県等からの要請に応じ、適宜協力する。

イ 市民・事業者への呼びかけ

国内発生早期(県内未発生期)の記載と同じ。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

(ア) 業務の継続等

県は、国から示される当該事業継続のための法令の弾力運用の事業者への周知について協力する。市は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、適宜協力する。

県は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり 患状況等に関する国の調査結果及び必要な対策を迅速に把握する。市は、県等と連携 してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、適宜協力す る。

(イ) 水の安定供給

県内発生早期の記載と同じ。

(ウ) サービス水準に係る市民への呼びかけ

市は、県と連携して、事業者のサービス提供水準の状況の把握に努め、まん延した段階では、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があること及び消費者はそれを許容すべきことを市民に呼びかける。

(エ) 生活関連物資等の価格の安定等

市は、県と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、生活関連物資等の価格が高騰しないよう及び買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの回避等の要請を行う。

市は、県と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(オ) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市は、国及び県と連携し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

(カ) 埋葬・火葬の特例等

市は、可能な限り火葬炉を稼働する。

市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、 一時的に遺体を安置する施設等を国及び県と連携して直ちに確保する。

市は、特措法第56条の規定により、新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合であって、国が緊急の必要があると認め、

第4 各発生段階における対策 5 県内感染期

当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めたときは、それに基づいて対応する。

県は、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の 手配等を実施する。市は、県等からの要請に応じ、適宜協力する。

- 緊急事態宣言がされている場合の措置(県行動計画)

○ 業務の継続等

指定地方公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行うこととして いる。

- 電気及びガス並びに水の安定供給 県内発生早期の記載参照
- 運送・通信・郵便の確保 県内発生早期の記載参照
- □ 緊急物資等の運送等県内発生早期の記載参照
- 物資の売渡しの要請等

県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの 要請の同意を得ることを基本とすることとしている。なお、新型インフルエンザ等緊急事態によ り当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象とな っている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に 応じ、物資を収用することとしている。

県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資 の保管を命じることとしている。

○ 犯罪の予防・取締り

県内発生早期の記載参照

6 小康期

(1) 概要

ア 状態

新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 大流行は一旦終息している状況

イ 目的

市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

ウ 対策の考え方

第二波に備えるため、第一波での対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達など第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。

第一波の終息及び第二波の発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。

情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。

第二波での影響を軽減するため、住民接種を進める。

(2) 実施体制

ア 基本的対処方針の変更

県は、国の基本的対処方針及び県新型インフルエンザ等対策委員会の意見等を踏まえ、必要に応じて、本部員会議を開催し、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置を確認する。市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集し、市行動計画に基づき必要な対策を行う。

イ 緊急事態解除宣言がされている場合の措置

市は、国が緊急事態措置の必要がなくなったとして緊急事態解除宣言を行った場合※は、国の基本的対処方針に基づき対策を縮小し、又は中止する。

- ※ 政府対策本部長が国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処 方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。
 - ・ 患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得した と考えられる場合
 - ・ 患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
 - ・ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が 少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合

ウ 対策の評価・見直し

市は、各発生段階における対策を評価し、国による政府行動計画及び同ガイドライン等の見直し及び県による県行動計画及び同実施手順等の見直しを踏まえ、市行動計画等の見直し等を行う。

エ 対策本部の廃止

市は、政府及び県対策本部が廃止されたときは、市対策本部を廃止する。

(3) サーベイランス*^{用語}・情報収集

ア サーベイランス

市は、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。

市は、再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を継続する。

イ 情報収集

市は、国や国際機関等から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。

(4) 情報提供・共有

ア 情報提供

市は、第一波の終息と第二波の可能性やそれに備える必要性などについて、引き続き 広報担当から適宜必要な情報を提供する。

市は、市民や関係機関等から寄せられた問い合わせや情報等をとりまとめ、必要に応じて国に提供することで、情報の共有化を図る。

イ 情報共有

市は、県や関係機関とのインターネット等を活用した情報共有を維持し、現場での状況を把握する。

ウ 相談窓口の体制の縮小

市は、国の要請を受けて、相談窓口体制を縮小する。

(5) 予防・まん延防止

市は、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供及び注意喚起の内容に関する国の見直しについて市民に周知する。

(6) 予防接種

ア 緊急事態宣言がされていない場合

市は、第二波に備え、予防接種法第6条第3項の規定による臨時の予防接種を進める。

イ 緊急事態宣言がされている場合

市は、特措法第46条の規定による臨時の予防接種を進める。

(7) 医療

ア 医療体制

市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制(外来診療・ 入院診療)に変更する。

イ 抗インフルエンザウイルス薬*^{用語}

市は、県が行う適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた国の治療指針の医療機関等への周知について協力する。

ウ 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、県が県内感染期に講じた措置を縮小・中止することに合わせて、適宜措置を縮小し、又は中止する。

(8) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 市民・事業者への呼びかけ

市は、国が国民に対して行う食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動の要請について、県と連携して市民に呼びかける。

県は、国が事業者に対して行う食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め・売惜 しの回避の要請について、関係団体等を通じて事業者に周知する。市は、県等からの要 請に応じ、適宜協力する。

イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

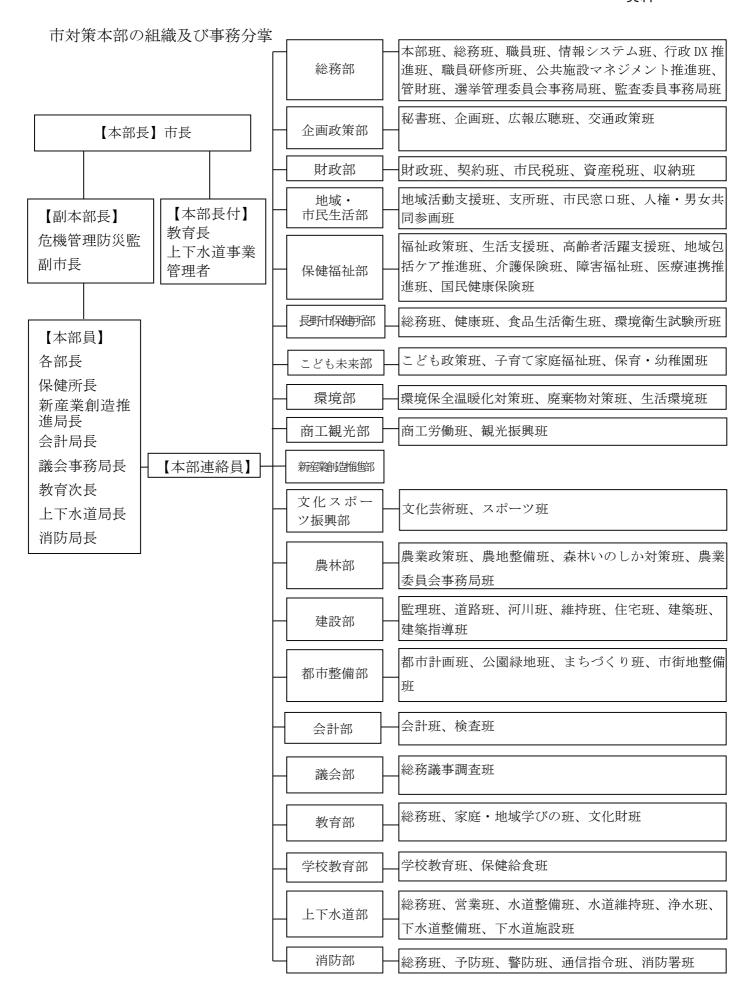
(ア) 業務の再開

県は、国と連携し、県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、適宜協力する。

県は、国と連携し、指定(地方)公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害 状況等の確認を要請するとともに、第二波の流行に備え、事業を継続していくことが できるよう、必要な支援を行う。市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集す るとともに、県等からの要請に応じ、適宜協力する。

(イ) 緊急事態措置の縮小・中止等

市は、国と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小し、又は中止する。



1 基本的事項

- (1) 各部及び各班は、ここに定めるもののほか、新型インフルエンザ等の発生段階などにより本部長が命じる対策業務を行う。(部を超えて他の班の業務を支援する場合を含む。)
- (2) 本部員は、必要に応じ部内各班に対して、他の班の業務への支援を命じることができる。
- (3)被害想定を超えた業務量が発生する可能性がある。各部は、本部長の指示により分担業務を越えて全職員が協力して対応する。

2 対策本部の所掌事項

- (1) 新型インフルエンザ等の発生動向の把握に関すること。
- (2) 市内における予防・まん延防止などの新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策に関すること。
- (3) 市内における新型インフルエンザ等に関する適切な医療の提供に関すること。
- (4) 予防接種に関すること。
- (5) 新型インフルエンザ等の発生時における社会機能維持に関すること。
- (6) 国、県、他市町村、関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) 市民に対する正確な情報の提供に関すること。
- (8) その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

3 各班共通事項

- (1) 状況に応じ関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 施設を有する班は、共通事項として次の対策業務を行う。
 - 施設利用者の感染情報収集及び感染状況報告に関すること。
 - 施設利用者の感染予防対策に関すること。
 - 施設での感染拡大防止に関すること。
 - 施設の機能維持に関すること。
- (3) 所属職員の感染防止に関すること。
- (4) 所属職員及び所属職員の家族の感染情況報告に関すること。

4 各部及び各班事務分掌表

部	班	事務分掌
	本部班	本部の設置及び閉鎖に関すること。本部運営の連絡調整・渉外・庶務に関すること。
		本部会議に関すること。
		本部職員の動員に関すること。
		近隣市町村及び関係機関との連絡調整及び情報伝達に関すること。 感染拡大防止のための措置に関すること。
総		市民生活及び市民経済の安定に関すること。
務		その他、目標達成に必要な緊急事態措置等に関すること。
部	総務班	部内各班及び各部との連絡調整に関すること。
		部の庶務に関すること。
		部内人員の調整及び応援依頼に関すること。
		部に係る情報の収集及び伝達に関すること。
		被害のとりまとめ、住民等の安否情報に関すること。
		被害情報の集約、照会・回答及び国・県への報告に関すること。

_		
	職員班	職員の動員に関すること。
		職員の食料等の確保に関すること。
	情報システム	情報システムの確保に関すること。
	班	情報システムの確保に関すること。 情報の収集・伝達及び広報の補助に関すること。
	<i>></i>	
4/2	行政DX推進	部内の所管業務の支援に関すること。
総	班	
務	職員研修所班	部内の所管業務の支援に関すること。
部		
	公共施設マネ	部内の所管業務の支援に関すること。
	ジメント推進班	
	管財班	新型インフルエンザ等対策用車両の確保及び配車に関すること。
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	物資、資機(器)材の輸送車両の確保に関すること。
	選挙管理委員	部内の所管業務の支援に関すること。
	会事務局班	
	監査委員事務	部内の所管業務の支援に関すること。
	局班	本部班の会計処理に関すること。
	秘書班	本部長及び副本部長の秘書に関すること。
		視察者の応接に関すること。
		他市町村、他機関からの援助申出に関すること。
_		国、関係機関の情報収集に関すること。
企	企画班	部内各班及び各部との連絡調整に関すること。
画政		部の庶務に関すること。
		部内人員の調整及び応援依頼に関すること。
策		県、他市町村、関係機関等の職員の受け入れに関すること。
部	広報広聴班	市民、報道機関等への情報提供、広報等に関すること。
		新型インフルエンザ等対策の記録に関すること。
	交通政策班	交通機関に係る感染予防に関すること。
	父迪以来班	交通機関にほる感染すめに関すること。 交通情報の収集及び伝達、運行等要請に関すること。
	日本エトエに	
	財政班	部内各班及び各部との連絡調整に関すること。
		部の庶務に関すること。
		部内人員の調整及び応援依頼に関すること。
財		部に係る情報の収集及び伝達に関すること。
政		新型インフルエンザ等対策に係る財政措置に関すること。
部	契約班	新型インフルエンザ等対策に必要な物資、資機(器) 材の調達、購入及び
Дβ		管理に関すること。
	市民税班	部内の所管業務の支援に関すること。
	資産税班	部内の所管業務の支援に関すること。
	収納班	部内の所管業務の支援に関すること。
	地域活動支援	部内各班及び各部との連絡調整に関すること。
	班	部の庶務に関すること。
		部内人員の調整及び応援依頼に関すること。
		部に係る情報の収集及び伝達に関すること。
地		第一地区から第五地区の情報の収集及び伝達に関すること。
域		第一地区から第五地区の関係機関等との連絡調整に関すること。
		第一地区から第五地区の緊急事態措置に関すること。
市		各班の所管業務の支援に関すること。
	本記 和	所管地区の情報の収集及び伝達に関すること。
民	支所班	
生		所管地区の関係機関等との連絡調整に関すること。
活		所管地区の緊急事態措置に関すること。
部	+	各班の所管業務の支援に関すること。
	市民窓口班	遺体の搬送及び埋火葬に関すること。
		部内の所管業務の支援に関すること。
	人権・男女共	遺体の収容、検案、安置及び引渡しに関すること。
	同参画班	部内の所管業務の支援に関すること。

	I	
	福祉政策班	部内各班及び各部との連絡調整に関すること。
		部の庶務に関すること。
		部内人員の調整及び応援依頼に関すること。
		部に係る情報の収集及び伝達に関すること。
		救護・授産施設の情報収集及び報告に関すること。
		救護・授産施設利用者の感染予防対策及び感染拡大対策に関すること。
		ボランティアに関する長野市社会福祉協議会等関係団体との調整に関するこ
		と。
		避難行動要支援者の安否確認及び生活支援等に関すること。
	生活支援班	部内の所管業務の支援に関すること。
	高齢者活躍支	高齢者福祉施設の情報収集及び報告に関すること。
保	援班	高齢者福祉施設利用者の感染予防対策及び感染拡大対策に関すること。
健		避難行動要支援者の安否確認及び生活支援等に関すること。
福		部内の所管業務の支援に関すること。
祉	地域包括ケア	避難行動要支援者の安否確認及び生活支援等に関すること。
部	推進班	部内の所管業務の支援に関すること。
HIS	介護保険班	避難行動要支援者の安否確認及び生活支援等に関すること。
	71 暖水灰斑	部内の所管業務の支援に関すること。
	 障害福祉班	障害者福祉施設の情報収集及び報告に関すること。
		障害者福祉施設利用者の感染予防対策及び感染拡大対策に関すること。
		避難行動要支援者の安否確認及び生活支援等に関すること。
		部内の所管業務の支援に関すること。
	医療連携推進	国民健康保険診療所の対策に関すること。
		市民病院との連絡調整に関すること。
	班	市民府院との建裕調金に関すること。 部内の所管業務の支援に関すること。
	国民健康保険班	遺体の搬送、収容、検案、安置、引渡し及び埋火葬に関すること。
		部内の所管業務の支援に関すること。
	総務班	本部会議に関すること。
		長野市保健所部の対策全般の調整に関すること。
		部内各班及び各部との連絡調整に関すること。
		部の庶務に関すること。
		部内人員の調整及び応援依頼に関すること。
長		部に係る情報の収集及び伝達に関すること。
野士		医療体制の構築に関すること。
市	facts potentially	救急医療品及び衛生材料の確保に関すること。
保	健康班	本部会議に関すること。
健		帰国者・接触者相談センター及び相談窓口の設置、運営に関すること。
所		感染情報の収集・伝達に関すること。
部		保健所における感染防護具等の確保に関すること。
		医療体制の構築に関すること。
		抗インフルエンザウイルス薬及びワクチンの予防投与・接種に関すること。
	A D 11 12 14-11	避難行動要支援者の安否確認及び生活支援等に関すること。
	食品生活衛生	食品衛生に関すること。
	班	死亡獣畜等に関すること。
	ami ida Mara di artisar	飼養動物に関すること。
	環境衛生試験	新型インフルエンザ等の検査に関すること。
	所班	部内の所管業務の支援に関すること。
۲,	こども政策班	部内各班及び各部との連絡調整に関すること。
Ŀ		部の庶務に関すること。
\$		部内人員の調整及び応援依頼に関すること。
未		部に係る情報の収集及び伝達に関すること。
来		児童館等の情報収集及び報告に関すること。
部		児童館等利用者の感染予防対策及び感染拡大対策に関すること。

	T	
こども未来部	子育て家庭福 祉班	母子福祉施設及び児童福祉施設(児童館、保育所及び障害児施設を除く)の情報収集及び報告に関すること。 母子福祉施設及び児童福祉施設利用者の感染予防対策及び感染拡大対策 に関すること(児童館、保育所及び障害児施設を除く)。 避難行動要支援者の安否確認及び生活支援に関すること。
		部内の所管業務の支援に関すること。
	保育・幼稚園 班	保育所、幼稚園及び認定こども園の情報収集及び報告に関すること。 保育所、幼稚園及び認定こども園利用者の感染予防対策及び感染拡大対策 に関すること。 部内の所管業務の支援に関すること。
	環境保全温暖	部内各班及び各部との連絡調整に関すること。
	化対策班	部の庶務に関すること。
	, _ , , , ,	部内人員の調整及び応援依頼に関すること。
四二		部に係る情報の収集及び伝達に関すること。
環境		環境監視、保全に関すること。
部	廃棄物対策班	部内の所管業務の支援に関すること。
др	生活環境班	ごみの排出抑制に関すること。
		ごみの収集運搬・処理に関すること。
		し尿及び生活雑排水の収集運搬・処理に関すること。
	商工労働班	部内の所管業務の支援に関すること。
	尚上力側班	部内各班及び各部との連絡調整に関すること。 部の庶務に関すること。
		部内人員の調整及び応援依頼に関すること。
商		部に係る情報の収集及び伝達に関すること。
工		商工事業者への感染予防及び事業継続に関する啓発・要請に関すること。
観		物価の安定、物資の安定供給に関すること。
光		商工業事業者の融資に関すること。
部	観光振興班	観光客への情報提供に関すること。
		観光事業者への感染予防策実施要請に関すること。
		部内の所管業務の支援に関すること。
		外国人への情報提供に関すること。
新		部内及び各部との連絡調整に関すること。
産業		部の庶務に関すること。
創		部内人員の調整及び応援依頼に関すること。 部に係る情報の収集及び伝達に関すること。
适 推		本部長の命ずる対策に関すること。
業創造推進部		不明及の前する内水に関すること。
口口		
文	文化芸術班	部内各班及び各部との連絡調整に関すること。
文化スポー		部の庶務に関すること。
		部内人員の調整及び応援依頼に関すること。 部に係る情報の収集及び伝達に関すること。
リーツ		本部長の命ずる対策に関すること。
振	スポーツ班	本部長の命ずる対策に関すること。
振興部	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	農業政策班	部内各班及び各部との連絡調整に関すること。
農林部	/2 C/1C/2 C/1C/24	部の庶務に関すること。
		部内人員の調整及び応援依頼に関すること。
		部に係る情報の収集及び伝達に関すること。
		農林水産業者への感染予防及び事業継続に関する啓発・要請に関すること。
		物価の安定、物資の安定供給に関すること。
		家畜等の防疫措置等の対応に関すること。
		畜産事業者への融資に関すること。 実変の成準体制の収集 におに関すること
		家畜の感染情報の収集・伝達に関すること。

	農地整備班	部内の所管業務の支援に関すること。
農	森林いのしか	野生動物の感染情報の収集・伝達に関すること。
林	対策班	部内の所管業務の支援に関すること。
部	農業委員会事	部内の所管業務の支援に関すること。
117	務局班	
	監理班	部内各班及び各部との連絡調整に関すること。
		部の庶務に関すること。
建		部内人員の調整及び応援依頼に関すること。
		部に係る情報の収集及び伝達に関すること。
		交通規制に関すること。
設	道路班	本部長の命ずる対策に関すること。
部	河川班	本部長の命ずる対策に関すること。
ЧП	維持班	本部長の命ずる対策に関すること。
	住宅班	市営住宅入居者の情報収集・伝達に関すること。
		本部長の命ずる対策に関すること。
	建築班	本部長の命ずる対策に関すること。
	建築指導班	本部長の命ずる対策に関すること。
	都市計画班	部内各班及び各部との連絡調整に関すること。
都		部の庶務に関すること。
市		部内人員の調整及び応援依頼に関すること。
整		部に係る情報の収集及び伝達に関すること。
備	公園緑地班	本部長の命ずる対策に関すること。 本部長の命ずる対策に関すること。
部	まちづくり班	本部長の命ずる対策に関すること。
	市街地整備班	本部長の命ずる対策に関すること。
	会計班	部内各班及び各部との連絡調整に関すること
会	云印虹	部の庶務に関すること
		部内人員の調整及び応援依頼に関すること。
計		部に係る情報の収集及び伝達に関すること。
部		総務部所管業務の支援に関すること。
	検査班	総務部所管業務の支援に関すること。
	総務議事調査	部内各班及び各部との連絡調整に関すること。
議	班	部の庶務に関すること。
会		部内人員の調整及び応援依頼に関すること。
部		部に係る情報の収集及び伝達に関すること。
нь		市議会議員への連絡調整に関すること。
	41) 74	市議会の開催及び運営に関すること。
	総務班	各班及び各部との連絡調整に関すること。
±z./-		部の庶務に関すること。
教育		部内人員の調整及び応援依頼に関すること。 部に係る情報の収集及び伝達に関すること。
部	家庭・地域学	本部長の命ずる対策に関すること。
니다	びの班	
	文化財班	本部長の命ずる対策に関すること。
	学校教育班	部内各班及び各部との連絡調整に関すること。
		部の庶務に関すること。
پېد		部内人員の調整及び応援依頼に関すること。
学 校		部に係る情報の収集及び伝達に関すること。
教		市立小・中・高等学校の情報収集及び報告に関すること。
教 育		児童生徒等の感染予防対策に関すること。
部		教職員の動員に関すること。
Πh	保健給食班	児童生徒等の感染予防対策に関すること。
		学校給食に関すること。
		給食施設の使用に関すること。

	総務班	部内各班及び各部との連絡調整に関すること。
		部の庶務に関すること。
		部内人員の調整及び応援依頼に関すること。
		部に係る情報の収集及び伝達に関すること。
		関係機関等との連絡調整及び協力要請に関すること。
		部に係る災害応急資機(器)材の確保に関すること。
	N/ N/ // //	給水活動に関すること。
上	営業班	部に係る広報活動に関すること。
下		給水活動に関すること。
水	水道整備班	配水調整に関すること。
道		給水活動に関すること。
部	水道維持班	給水活動の総括に関すること。
		給水活動用車両、タンク等の確保に関すること。
		配水調整に関すること。
	浄水班	送配水調整に関すること。
		水質保全に関すること。
		給水活動に関すること。
	下水道整備班	給水活動に関すること。
	下水道施設班	給水活動に関すること。
	総務班	部内各班及び各部との連絡調整に関すること。
		部の庶務に関すること。
		部内人員の調整及び応援依頼に関すること。
		部に係る情報の収集及び伝達に関すること。
		関係機関等との連絡調整、及び協力要請に関すること。
	予防班	広報及び巡回等に関すること。
	警防班	指揮体制及び部隊の運用に関すること。
2014	= 67.54 <u>T</u>	情報収集に関すること。
消		消防職員及び消防団員の動員に関すること。
防		消防団との連絡調整に関すること。
部		消防関係車両及び機械器具の整備並びに点検に関すること。
		消防用資機材の確保に関すること。
	通信指令班	情報通信対策に関すること。
	消防署班	署の庶務に関すること。
		署各班との連絡調整に関すること。
		関係機関等との連絡調整、及び協力要請に関すること。
		救急救助活動に関すること。
		患者搬送に関すること。
	l	

インフルエンザのウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらにウイルスでの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ (NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより HAは 16種類、NAは9種類の亜型に分類される。(2009年豚インフルエンザ由来のインフルエンザ "A/H1N1"、1968年香港型インフルエンザ "A/H3N2"というのは、これらの亜型を指している。)

家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、 だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

特定感染症指定医療機関

新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を 担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院

第一種感染症指定医療機関

ー類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府 県知事が指定した病院

第二種感染症指定医療機関

二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定 した病院

結核指定医療機関

結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所 (これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。) 又は薬局

感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床

帰国者•接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱、呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来科。県が地域の実情に応じて、これに対応する医療機関を決定する。

帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって発熱、呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター

協力病院

県内感染期において、新型インフルエンザ等で入院を要する患者数が感染症指定医療機関の収容能力を超えた 場合に、感染症指定医療機関以外の病院で新型インフルエンザ等の入院患者を一定病床数まで受け入れる病院

抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノ イラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

抗原性

抗原は、免疫細胞上の抗原レセプターという分子に結合し、免疫反応を引き起こさせる物質の総称で、抗体に 結合することができる抗原の性質を抗原性と呼ぶ。

個人防護具

エアゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするために装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。 病原体の感染経路や用途(スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等)に応じた適切なものを選択する必要が ある。

サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視すること。

死亡率

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数

新感染症

人から人に伝染すると認められる疾患であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が 明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国 民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう(感染症法第6条第9項)。

積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること(感染症法第 15 条)。

致死率

流行期間中の新型インフルエンザ等り患者数に対する死亡者の割合。致命率ともいう。

定点医療機関

五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の 疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況を報告する医療機関。長野県が医療機関の開設者の同意を 得て指定している(感染症法第14条第1項)。

インフルエンザ定点医療機関はインフルエンザ患者数の報告、病原体定点医療機関は検体(咽頭拭い液等)の 採取・提出をしている。

長野医療圏

長野県が策定した第6次長野医療計画において、広域行政圏を二次医療圏として設定した長野広域のこと。

【長野県の二次医療圏】

佐久、上小、諏訪、上伊那、下伊那、木曾、松本、大北、長野、北信

濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者。患者と同居する家族等が想定される(感染症法において、新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」として感染防止対策の対象となる。)。

発病率

ここでは、人口に対する流行期間中の新型インフルエンザ等り患者の割合

バイアル

薬剤を入れゴム栓と金属キャップで密閉したガラス瓶。ゴム部に注射針を刺して中身を吸い出す。

パンデミックワクチン

新型インフルエンザ等が発生した段階で、出現した新型インフルエンザ等ウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

PCR 検査

PCR (Polymerase Chain Reaction) は、ポリメラーゼ連鎖反応

検体の中に目的のウイルスがいるか調べる遺伝子検査法で、ウイルスの遺伝子だけを選択的に増幅させることにより検出する方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能なため、病原体の検査に汎用されている。

病原性

新型インフルエンザ等対策においては、人がウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。 なお、学術的には、病原性が宿主(人など)に感染して病気を起こさせる能力であり、病原性の侵襲性、増殖性、 宿主防衛機構の抑制などを総合した表現

フェーズ

段階、局面、相などの意味。感染の広がり度合いを示すもの。世界保健機関(WHO)が、感染が世界的に大流行する危険性や、事前対策を実施する必要について知らせることを目的として、警戒レベルを1から6までの6

段階に分類している。

プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高いインフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン(現在、我が国では、鳥インフルエンザ(H5N1)のウイルスを用いて製造)

予防投与

患者に濃厚接触するなどして病原体に感染した可能性が高い者に対し、発症を予防する目的で発症前に投薬を すること。 (付録) 国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合等の対策(県行動計画より抜粋)

(1) 概要

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人へ感染している例は多くみられている。 人から人への持続的な感染でない限り感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の 対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として対策の選択肢を準備しておく。

(2) 実施体制

国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、発症が認められた場合は、国における情報の収集・分析や関係省庁対策会議等の状況に関する情報を収集する。

海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどの場合は、国における情報の収集・分析や関係省庁対策等の状況に関する情報を収集する。

(3) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集

国や国際機関等から鳥インフルエンザに関する情報を収集する。

イ 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス 国内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。

(4) 情報提供・共有

国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、発症が認められた場合は、国と 連携して、発生状況及び対策等について市民に積極的な情報提供を行う。

海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどの場合は、国 と連携して、海外における発生状況や対策等について市民に積極的な情報提供を行う。

(5) 予防・まん延防止

ア 人への鳥インフルエンザの感染対策(水際対策)

海外において新たな亜型で検疫法の対象となる鳥インフルエンザウイルスが人へ感染 するなどの場合は、検疫所と連携して、健康監視を行う。

イ 疫学調査、感染対策

必要に応じて国から派遣される疫学、臨床等の専門チームと連携し、積極的疫学調査 を実施する。

国からの要請を受け、疫学調査や接触者への対応(抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応(感染防止の徹底等)等を実施する。

国からの依頼を受け、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者(有症者)に対し、自宅待機を依頼する。

ウ 家きん等への防疫対策

県は、国と連携し、高病原性鳥インフルエンザが発生している国・地域に関する渡航 者への注意喚起、国内の農場段階での衛生管理等を徹底する。

県は、国と連携し、国内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、防疫指針に即した具体的な防疫措置(患畜等の殺処分、周辺農場への飼養家きん等の移動制限等)を実施する。殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要

があり、県による対応が困難である場合には、自衛隊の部隊等による支援を国に要請する。

(6) 医療

ア 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

国からの助言に基づき、感染が疑われる患者に対し、感染症指定医療機関において迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう依頼する。

必要に応じ、国立感染症研究所において亜型検査、遺伝子検査を実施するよう国に要請する。

国からの情報提供を受け、市保健所での検査ができる体制を整備する。

イ 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHO(世界保健機関)が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

国からの要請を受け、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者(有症状者)の情報について、国及び医療機関等に提供する。

国からの要請を受け、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について、医療機関等に提供する。